

東京都介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金申請の手引き

（本手引きについて）

本手引きには、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金の審査の際に留意すべき事項等について、基本的な考え方を記載していますが、すべての内容が網羅されているわけではありません。補助要綱、実施要領なども併せて必ず確認してください。書類作成において不明な点があった場合は、提出前に都の担当者にご確認ください。

（申請における注意）

例年、見積・契約・納品・請求・領収書等の不足や記載不備等により、申請書類の追加提出、差替え等が多発しています。期限内に挙証資料を含む申請書類を提出いただけない場合、補助金が交付できない場合がありますので、本手引きに沿って申請書類や挙証資料を準備し、期限厳守にご協力願います。

1 申請書類の作成方法について

（１）申請者の所在地、名称等

申請者の所在地・名称・代表者職氏名、代表者印については、交付申請から補助金請求まで、全て同一のものとし、印鑑証明書及び支払金口座振替依頼書のものと合致させてください。ただし、交付申請後に所在地等に変更が生じた場合は、変更内容が確認できる資料（法人登記簿全部事項証明書等）を提出し、変更理由を説明してください。

（２）申請書類の作成方法

関係書類を別紙「東京都介護施設等の施設開設準備経費等補助金の交付申請書及び実績報告書の作成方法」を参考に、クリップ留め等により提出してください（ファイリングは不要です。）。

2 補助基準額について

対象施設ごとの申請年度の交付基礎単価に定員数（増床の場合は増床数）または施設数を乗じた額が、補助基準額となります。ただし、対象経費の支出が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに申請が必要となります。また、2か年目の補助基準額は、1か年目の補助額から差し引くこととなります。

【対象経費の支出が複数年度にまたがる場合の例】

施設種別：特別養護老人ホーム

定員：100人

開設日：令和8年7月1日

（補助対象期間：令和8年1月1日から令和8年6月30日まで）

※令和8年1月1日から令和8年3月31日までに納品した備品購入費を令和7年度中に支払い、令和7年度に60,000千円の補助を受けた場合
令和8年度補助基準額＝令和8年度の交付基礎単価×定員－令和7年度の補助額
＝1,120千円×100人－60,000千円＝52,000千円

3 補助対象経費について（開設準備経費補助の場合）

（1）施設等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な経費（※）のうち、開設前6か月に係る経費であり、かつ補助申請年度内に支出された経費であること。

- ✓開設前6か月に係る経費とは、開設前6か月以内にサービスの提供（物品の納品、広告の掲載等）があり、それに伴って発生した経費のことを言います。
- ✓原則、開設日が実績報告の年度をまたぐ場合は、支払があった月の年度で申請していただくことになります。ただし、開設日が4月1日である場合は、3月31日までに支払まで完了させてください。止むを得ず、3月中に支払の完了ができなかった場合は、実績報告までに支払が完了している経費のみ補助対象となります。
- ✓開設前の職員人件費については、補助対象期間中の勤務に対する給与等の報酬であるため、事業完了日の属する月の翌月末までに支払が行われるものは補助対象となります。
なお、この場合の挙証資料は、7（2）※3を参照してください。
- ✓交付申請時点において、支出済みの経費であっても、対象となります。
- ✓あくまでも開設時に必要な経費であるため、将来需要を見込んだ物品の購入に係る経費は補助対象として認められません。
- ✓金融機関に対する振込手数料は、補助対象外です。

※需用費、使用料及賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費
（工事請負費の対象は、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な経費のみ）

（2）対象施設の開設等に係る経費であること（※1）

- ✓対象外施設に係る経費が含まれている場合は、按分により除外する必要があります。
（※2）
- ✓老健の通所リハ等も対象外のため、注意が必要です。
- ✓地域交流スペースで使用する備品は補助対象外です。
- ✓複数の対象施設が同一建物内に整備される場合は、共用備品の購入費、新規採用職員の求人費、兼務職員の人件費等は、各施設の定員、面積、職員数等により按分し、施設種別ごとに申請してください。（※2）
- ✓契約書や請求書等の挙証資料に補助対象外の経費が含まれている場合は、必ず補助対象（外）経費にマーカーを引くなどして、補助対象経費とそれ以外の経費を明確にしてください（手書き可）。

- ※1 開設時に支出が予定される全ての経費を交付申請における支出予定額に計上する必要はありません。ただし、実績報告によって所要額が基準額を下回った場合にも、原則、交付決定額を超えての追加申請はできないので、注意が必要です。
- ※2 按分方法は、基本的には申請者に決めていただきますが、合理的な説明ができる按分方法を採用し、按分率の算出方法が分かる資料を提出してください。明らかに不合理な方法で按分された場合には、補助金を交付できない場合があります。

(3) 他の補助金（整備費補助等）と対象経費が重複していないこと。

✓建物本体工事で整備されたエアコン、防犯カメラ等は、補助対象となりません。

4 補助対象経費について（次世代介護機器導入経費補助の場合）

(1) 対象施設の創設の際に必要な次世代介護機器の導入に必要な経費、見守り支援機器又は介護業務支援システム（一気通貫となることが可能なもの）導入に伴う通信環境整備の費用のうち、開設前6か月に係る経費。

✓開設前6か月に係る経費とは、開設前6か月以内にサービスの提供（物品の納品等）があり、それに伴って発生した経費のことを言います。

✓原則、開設日が実績報告の年度をまたぐ場合は、支払があった月の年度で申請していただくことになります。ただし、開設日が4月1日である場合は、3月31日までに支払まで完了させてください。止むを得ず、3月中に支払の完了ができなかった場合は、実績報告までに支払が完了している経費のみ補助対象となります。

✓交付申請時点において、支出済みの経費であっても、対象となります。

✓金融機関に対する振込手数料は、補助対象外です。

(2) 対象施設の創設に係る経費であること。（「3（2）※1」と同様）

✓対象外施設に係る経費が含まれている場合は、按分により除外する必要があります。（「3（2）※2」と同様）

✓複数の対象施設が同一建物内に整備される場合は、各施設の定員、面積、職員数等により按分し、施設種別ごとに申請してください。（「3（2）※2」と同様）

✓契約書や請求書等の挙証資料に補助対象外の経費が含まれている場合は、必ず補助対象（外）経費にマーカーを引くなどして、補助対象経費とそれ以外の経費を明確にしてください（手書き可）。

(3) 経済産業省と厚生労働省の定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器であること。

✓厚生労働省のHPに記載されている最新の定義を必ずご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634_00013.html

(4) 老人福祉施設整備費補助要綱、介護老人保健施設施設整備費補助要綱、介護医療院施設整備費補助要綱及び認知症高齢者グループホーム整備促進事業補助要綱に規定するデ

デジタル介護機器等コンサルティング等経費補助を活用して施設のＤＸ化計画を作成していること。

✓交付申請時に「デジタル介護機器等コンサルティング等経費補助の交付決定の写し」の提出が必要です。

(５) 他の補助金（整備費補助等）と対象経費が重複していないこと。

5 事業実施における契約手続き（調達方法）について（共通）

交付要綱において、「補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、都が行う契約事務の取扱いに準拠しなければならない。」とされています。都や区市町村の契約に関する規定を参考に、入札や複数見積り等により契約の公正性・履行の確実性を担保してください。

なお、都の扱いについては下表のとおりです。

※落札順位が２位以下の見積書の提出をお願いする場合があります。

※予定価格が、入札に必要な金額未満の契約については随意契約とすることも可ですが、その場合でもなるべく２者以上の見積書を取るようにしてください。

《参考》

工事又は製造の請負	予定価格が４００万円超は入札
財産の買入れ	予定価格が３００万円超は入札
物件の借入れ	予定価格が１５０万円超は入札

根拠規定：地方自治法施行令第百六十七条の二

6 額の確定（実績報告）について（共通）

(１) 交付申請からの変更について

補助金の額の確定とは、申請者から提出された実績報告の内容を審査し、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合すると認められるとき、交付すべき補助金等の額を確定することです。

この場合、「適合する」とは、補助事業等の成果が、事業の内容、それに要する経費の見積等を定める決定の内容に完全に一致していることを求めるものではなく、軽微な変更があったとしても、補助目的達成の見地から十分なものとみなしうる場合は、「適合する」と考えられます。

✓交付申請時に計上されていなかった事項を、実績報告において新たに補助対象とすることはできません。

✓交付申請時の備品等が欠品、廃番となっている場合、廉価な同等品が見つかった場合、その他変更合理的理由がある場合は、実績報告時に同等品に変更することは認められます。

✓交付申請時から数量の変更がある場合は、変更理由を記した資料を提出してください。

✓確定する額は、交付決定額を最高限度とし、その額を上回ることはできません。

「適合する」の例

- ・ 交付申請時の備品等が欠品、廃番となっている場合の同等品への変更
- ・ 購入目的（用途）の変更を伴わない製品・サービスの変更
- ・ 合理的な理由が認められる数量の変更（当初の数量で購入目的が達成できないなど）
- ・ 超過勤務等の実績に伴う実績手当の金額変更

※交付申請時から製品・サービス内容に変更がある場合や「適合する」の判断が難しい場合は、事前に都の担当者にご確認ください。

7 備品購入費等（備品購入費・需用費・役務費）について

（１）補助における留意事項

- ①保守サービス料等の開設後に発生するサービスの費用は、補助対象外です。
- ②リース契約による設備整備は補助対象外です。
- ③支払委託契約、割賦契約により支払を行ったものは補助対象外です。
- ④消耗品は納品次第、購入物品の写真を撮影してください。洗剤、食材等、燃料等、実績報告時点において消費等により滅失して、購入の実態を現物から判断することが困難となった消耗品は、補助対象外となります。
- ⑤備品等の納品場所は原則、補助対象施設であることとします。法人本部での一括購入、機器の設定等の関係で、どうしても補助対象施設以外の場所に納品する必要がある場合は、納品場所が補助対象施設でない理由と最終的に補助対象施設に移動させた日付を記載した理由書を提出してください。
- ⑥車両を購入した場合は、車検証の写しも提出してください。なお、自動車税等の税金、検査登録手続代行費等の諸経費は補助対象外とします。
- ⑦ソフトウェアを購入した場合は、パッケージやインストール後の画面の写真を提出してください。
- ⑧クレジットカードによる支払いは、クレジットカードの名義及びクレジットカードの決済口座が補助事業者の名義（法人名義）である場合に限り可能です。
- ⑨クレジットカードや購入店、ネットショッピング等でポイントが付与された場合、付与されたポイントを金額換算し、当該額については補助対象経費から控除してください。
- ⑩経費の一部や全部をポイントやクーポンで支払った場合、ポイントやクーポンで支払った額については、補助対象経費から控除してください。
- ⑪補助事業者の職員等の個人が立替払いを行ったものは補助対象外です。

（２）拳証資料

【交付申請】

①見積書（※１）

（既に発注、納品又は支払が済んでいるもの場合は、納品書、請求書又は契約書（金額の内訳が分かるもの）、領収書及び購入物品の写真を提出してください。交付申請時に提出した拳証資料は変更が無い限り、実績報告にて再度提出する必要はありません。）

【実績報告】

- ①請求書又は契約書
- ②納品書（※2）
- ③領収書（※3）
- ④購入物品の写真（※4）【●】

- ※1 見積書の提出が困難な場合は、カタログの写し等、金額が確認できる資料でも可です。
- ※2 納品書とは、発注・契約内容と受け取った商品・サービスが一致しているか、また納品された場所（施設）、期日を確認するための書類です。納品日、納品場所が記入されたものを必ず提出してください。また、金額の内訳書も提出してください。納品書に納品先の補助対象施設名の記載がない場合や、補助対象施設に納品された日付が明記されていない場合、納品先が補助対象施設である旨と補助対象施設への納品日を記載した確認書を、補助事業者名において作成のうえ、提出してください（押印不要）。
- ※3 領収書の但し書きは「お品代」ではなく具体的な購入品名の記載が必要です（「家電一式」等で可。購入物品すべての個別の品名まで記載されている必要はありません。）。
銀行振込等で領収書が発行されない場合は、振込が証明できる資料が必要です。
クレジットカードで支払った場合は、クレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外黒塗り可）と決済口座の通帳の該当部分（該当箇所以外黒塗り可）及び名義が分かる部分のコピーを併せて提出してください（補助申請年度内に決済口座から引き落としが行われている必要があります。）。
- ※4 個々の物品が確認できるもの。同一製品については1枚のみでも可です（ただし、型番違いは、型番ごとに必要）。カタログの写真は不可とします。購入物品一覧表（請求書内訳表など）と写真に番号を振るなどして、どの物品とどの写真が対応しているかが分かるように表示してください。

8 人件費（報酬・給料・職員手当・共済費・賃金）について

（1）補助における留意事項

- ①訓練期間中（研修期間中）の雇用経費は、原則として、開設時に引き続き補助対象施設で雇用されている職員に係る経費のみが対象となります。
- ②同一法人内の他の施設等において職員訓練を行う場合、訓練先施設等の職員配置は訓練職員を含めなくても基準を満たしていることが必要です。同一法人内の他の施設等において職員訓練を行う場合、訓練先施設等の職員配置は訓練職員を含めなくても基準を満たしていることを雇用計画に記載してください。
- ③原則、補助事業期間内（止むを得ない理由がある場合は年度内）に支給済みの人件費が補助対象となります。
- ④交付決定時に想定していた職員と実績報告時の職員が異なる場合も補助対象となりますが、職種が異なる場合は、補助対象外とします。

(2) 拳証資料

【交付申請】

- ①給与規程
- ②雇用計画(※1)
- ③人件費計算書(見積もり)(参考様式あり)
(参考様式の全項目が記載されたもの)

(※1) 職員訓練及び開設準備業務に従事する期間、補助対象に計上する期間中の勤務地及び業務内容等を記載してください。

【実績報告】

- ①人件費計算書(実績)(参考様式あり)
(参考様式の全項目が記載されたもの)
- ②発令通知書又は雇用契約書の写し【●】
- ③給与明細又は賃金台帳の写し(※1～3)【●】
- ④資格証明(保有資格によって手当を支給している場合)【●】

(※1) 補助対象経費として計上した項目に、蛍光ペンを引いてください。

(※2) 既存施設等との兼務の場合は、辞令や業務日誌等により配属や勤務割合を確認し、対象施設に係る勤務分のみ対象とします。

(※3) 4月開設等の施設で3月中の給与を4月に支払うため、給与明細又は賃金台帳の提出が実績報告までに間に合わない場合は、人件費計算書に法人の支払証明及び押印を行ってください。その場合、後日給与明細又は賃金台帳が発行され次第写しを都へ送付してください。実績報告書に添付した人件費計算書の金額から、確定した給与等の金額が減額となっている場合には補助金返還となる場合もありますので、ご留意願います。

9 求人広告費(役務費)について

(1) 補助における留意事項

- ①複数施設の職員を一つの広告で同時に募集する場合は、施設別に費用を按分してください。
- ②人材紹介手数料も補助の対象となりますが、開設前までに雇用契約を締結した職員分までを対象とします(実績報告の際、雇用契約書等の写しを提出してください。)。また、対象者の退職等により紹介手数料の返還を受けた場合には、補助金の返還が必要です。

(2) 拳証資料

【交付申請】

①見積書

(既に発注、掲載又は支払が済んでいるもの場合は、請求書(金額の内訳が分かるもの)、掲載物の写し、領収書を提出してください。交付申請時に提出した拳証資料は変更が無い限り、実績報告にて再度提出する必要はありません。)

【実績報告】

- ①請求書(※1)
- ②掲載物の写し(※2)【●】
- ③領収書

(※1) 補助対象経費と補助対象外経費が一目で判別できるよう、補助対象経費部分には蛍光ペンを引いてく

ださい。

(※2) 実際の掲載物の写しを提出してください(原稿の写しは不可)。掲載日・掲載エリアが異なる場合は、同一内容であっても、全て提出してください。また、それぞれの掲載日・掲載エリアが分かるようにしてください(手書き可)。求人イベントの場合は、開催日・内容等が分かる資料を提出してください(補助対象施設に係るイベントであることが分かる資料を提出してください。)。Web 上の求人募集の場合は、画面を印刷したものを提出してください。実績報告の際に掲載物の写しの提出ができない場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

10 旅費について

(1) 補助における留意事項

- ①旅費は、開設準備用務に係る、出発から帰着までの交通費、日当、宿泊費が対象となります。ただし、補助事業以外の用務が一連の出張に含まれる場合は、出張行程表において補助事業費として計上する部分と計上しない部分に区別する必要があります。
- ②グリーン車、ファースト・ビジネスクラスの利用は、補助対象として認められません。
- ③出張は、事業遂行における必要最小限の人数で実施するよう指導してください。

(2) 拳証資料

【交付申請】

- ①旅行予定(目的、人数、旅行先等が分かるもの)
- ②旅費計算書(経路・交通手段・金額が分かるもの)
- ③旅費規程等

(既に旅行等が済んでいる場合は、出張命令書、出張報告書、旅費計算書及び領収書を提出してください。交付申請時に提出した拳証資料は変更が無い限り、実績報告にて再度提出する必要はありません。)

【実績報告】

- ①出張命令書
- ②出張報告書(出張者、用務先、日付、業務内容を記載)
- ③旅費計算書(経路・交通手段・金額が分かるもの)
- ④領収書

11 賃借料について

(1) 補助における留意事項

- ①敷金、礼金は補助対象外です。
- ②施設用地の借地料は、補助対象外です。

(2) 拳証資料

【交付申請】

- ①賃貸借契約書
- ②賃借の対象となるものについて、施設の開設準備に当たって必要である理由、期間等を記載した資料(様式任意)

(既に対象となる賃借等が済んでいる場合は、請求書及び領収書も提出してください。交付申請時に提出した拳証資料は変更が無い限り、実績報告にて再度提出する必要はありません。)

【実績報告】

- ①請求書
- ②領収書

1.2 次世代介護機器導入費用について

(1) 補助における留意事項

- ①保守サービス料等の開設後に発生するサービスの費用は、補助対象外です。
- ②リース契約による設備整備は補助対象外です。
- ③支払委託契約、割賦契約により支払を行ったものは補助対象外です。
- ④備品等の納品場所は原則、補助対象施設であることとします。法人本部での一括購入、機器の設定等の関係で、どうしても補助対象施設以外の場所に納品する必要がある場合は、納品場所が補助対象施設でない理由と最終的に補助対象施設に移動させた日付を記載した理由書を提出してください。
- ⑤ソフトウェアを購入した場合は、パッケージやインストール後の画面の写真を提出してください。
- ⑥クレジットカードによる支払いは、クレジットカードの名義及びクレジットカードの決済口座が補助事業者の名義（法人名義）である場合に限り可能です。
- ⑦クレジットカードや購入店、ネットショッピング等でポイントが付与された場合、付与されたポイントを金額換算し、当該額については補助対象経費から控除してください。
- ⑧経費の一部や全部をポイントやクーポンで支払った場合、ポイントやクーポンで支払った額については、補助対象経費から控除してください。
- ⑨補助事業者の職員等の個人が立替払いを行ったものは補助対象外です。

(2) 拳証資料

【交付申請】

① 見積書（※1）

（既に発注、納品又は支払が済んでいるものの場合は、納品書、請求書又は契約書（金額の内訳が分かるもの）、領収書及び購入物品の写真を提出してください。交付申請時に提出した拳証資料は変更が無い限り、実績報告にて再度提出する必要はありません。）

【実績報告】

- ①請求書又は契約書
- ②納品書（※2）
- ③領収書（※3）
- ④購入物品の写真（※4）【●】

- ※1 見積書の提出が困難な場合は、カタログの写し等、金額が確認できる資料でも可です。
- ※2 納品書とは、発注・契約内容と受け取った商品・サービスが一致しているか、また納品された場所（施設）、期日を確認するための書類です。納品日、納品場所が記入されたものを必ず提出してください。また、金額の内訳書も提出してください。納品書に納品先の補助対象施設名の記載がない場合や、補助対象施設に納品された日付が明記されていない場合、納品先が補助対象施設である旨と補助対象施設への納品日を記載した確認書を、補助事業者名において作成のうえ、提出してください（押印不要）。
- ※3 領収書の但し書きは「お品代」ではなく具体的な購入品名の記載が必要です（「家電一式」等で可。購入物品すべての個別の品名まで記載されている必要はありません。）。
銀行振込等で領収書が発行されない場合は、振込が証明できる資料が必要です。
クレジットカードで支払った場合は、クレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外黒塗り可）と決済口座の通帳の該当部分（該当箇所以外黒塗り可）及び名義が分かる部分のコピーを併せて提出してください（補助申請年度内に決済口座から引き落としが行われている必要があります。）。
- ※4 個々の物品が確認できるもの。同一製品については1枚のみでも可です（ただし、型番違いは、型番ごとに必要）。カタログの写真は不可とします。購入物品一覧表（請求書内訳表など）と写真に番号を振るなどして、どの物品とどの写真が対応しているかが分かるように表示してください。

1.3 補助対象備品の適正な管理について

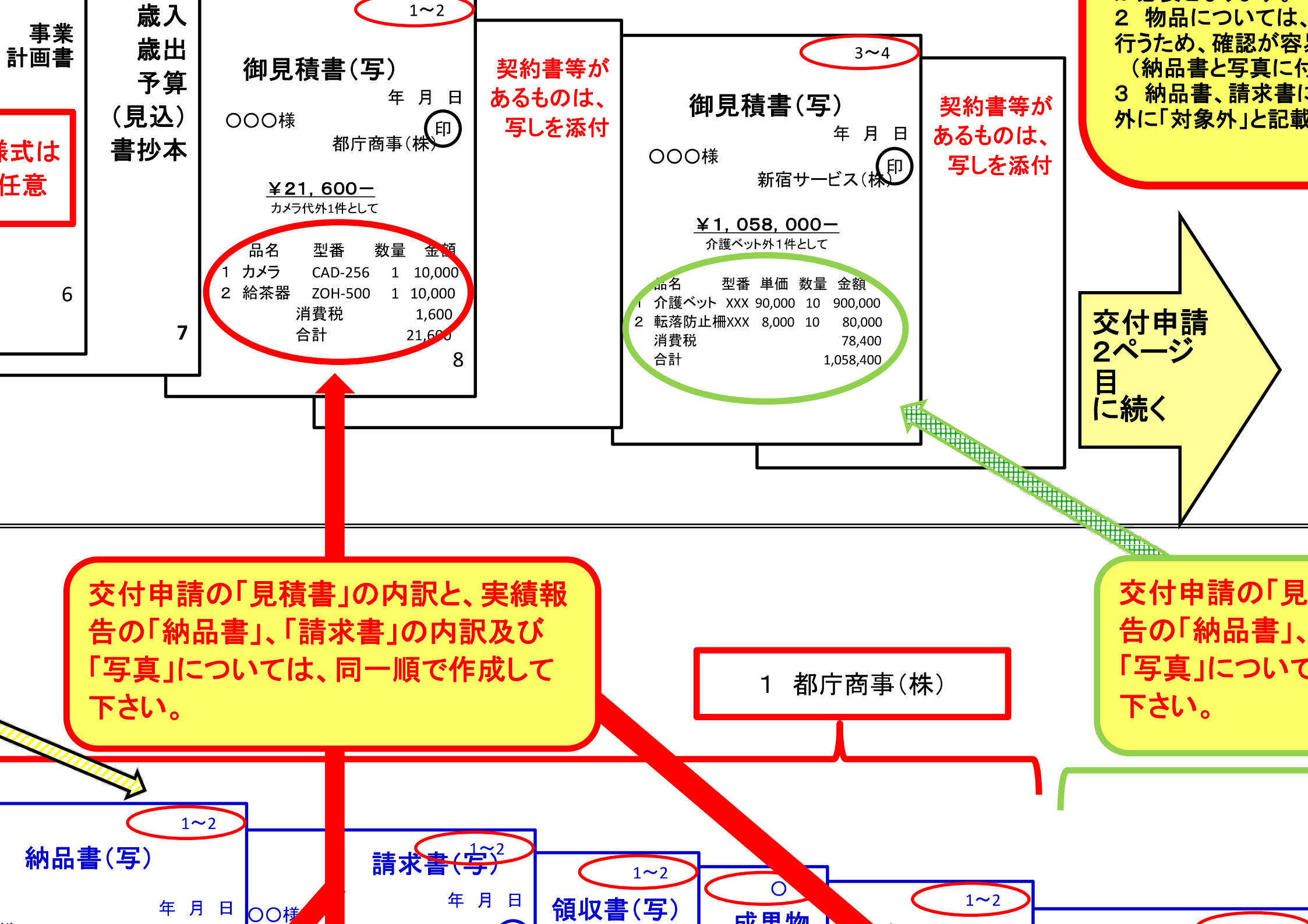
補助事業により取得した財産（購入した備品等）については、備品台帳等において補助金対象であることを明示し、現物には当該事業で購入したことを識別できる表示（シール等）してください。

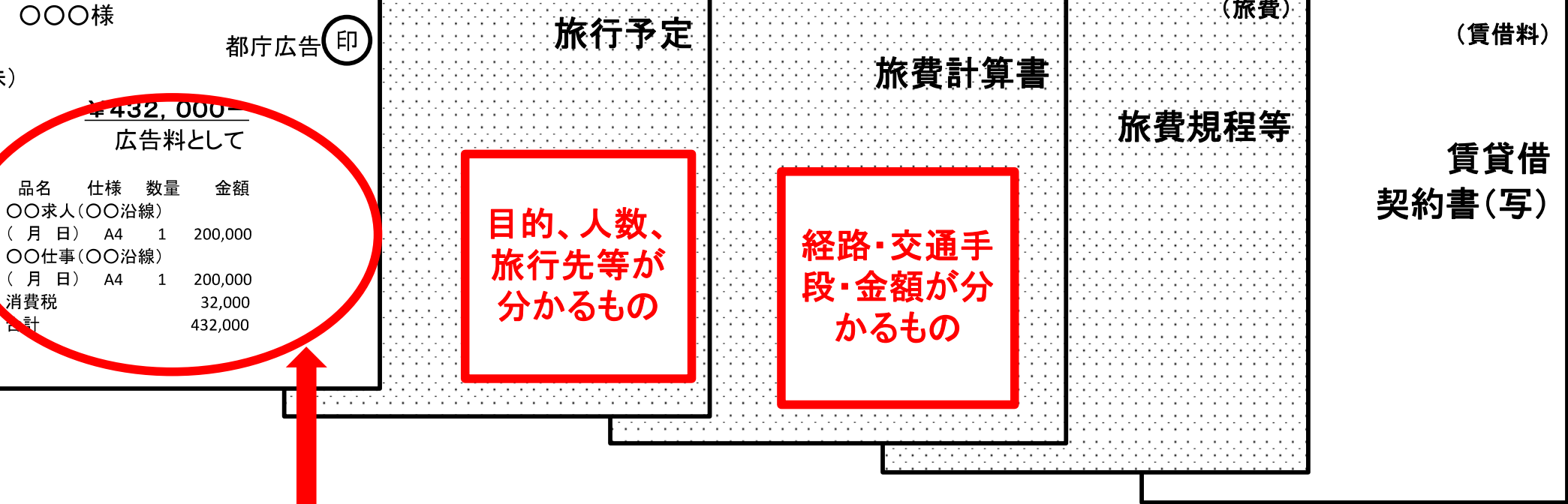
1.4 消費税等に係る税額控除の報告について

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、実施要領（別記第8号様式）により、補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに必ず報告してください。

（注）

区市町村補助事業については、拳証資料のうち【●】印のあるものは区市町村から都への提出は不要です。区市町村補助事業者から区市町村へ提出された当該資料については、区市町村において適切に審査を行っていただきますよう、お願いいたします。





交付申請の「見積書」の内訳と、実績報告の「請求書」の内訳及び「添付資料」については、同一順で作成して下さい。

4 求人広告費

5 旅費

